

入札公告をご覧いただく前に (公告概要のお知らせ)

この度公告する小石原川ダム導水工事建物事前調査業務の主な内容は、以下のとおりです。(入札公告本文は、このお知らせの後段に掲載しております。)

一. 業務内容等について

- ①業務名 小石原川ダム導水工事建物事前調査業務(電子入札対象案件)
- ②業務場所 福岡県朝倉市佐田地内
- ③業務期間 契約締結の翌日から110日間
- ④業務内容 本業務は、小石原川ダム導水施設建設工事等の施工に起因し損傷等が予想される家屋、倉庫等の事前調査を行うものである。

二. 競争に参加するための資格について

本業務は、入札書等を電子入札システムで行う対象業務である。

- ①水資源機構の競争参加資格
機構における平成27・28年度一般競争(指名競争)参加資格業者のうち測量・建設コンサルタント等の業種区分「補償関係コンサルタント業務」の認定を受けており、登録部門「事業損失」、細別業務「地盤変動に伴う建物等損傷」に登録していること。
- ②企業の履行実績
入札公告に掲げる同種業務の実績を有すること。
- ③主任技術者の経歴
入札公告に掲げる基準を満たす主任技術者を配置できること。
- ④その他欠格要件に該当しないこと。

三. 一般競争参加資格確認申請書までのスケジュールについて

- ①仕様書等の配布期間
平成28年3月4日～平成28年3月22日
- ②一般競争参加資格確認申請書(確認資料含む)の提出期限
平成28年3月22日

四. その他

本件に関する問い合わせ先

朝倉総合事業所 経理課 江村

TEL: 0946-25-1100 (内線224)

FAX: 0946-25-1188

入 札 公 告
(入札説明書を兼ねる)

次のとおり一般競争入札に付します。なお、本公告は入札説明書を兼ねています。

独立行政法人水資源機構による「小石原川ダム導水工事建物事前調査業務」に係る一般競争入札等の手続については、関係規程によるもののほか、この入札公告（入札説明書）によることとします。

1. 公告日 平成28年3月4日

2. 契約職等

独立行政法人水資源機構分任契約職 朝倉総合事業所長 日野浩二
福岡県朝倉市上秋月1373番地1

3. 業務概要

- (1) 業務名 小石原川ダム導水工事建物事前調査業務(電子入札対象案件)
- (2) 業務場所 福岡県朝倉市佐田地内
- (3) 業務内容 本業務は、小石原川ダム導水施設建設工事等の施工に起因し
損傷等が予想される家屋、倉庫等の事前調査を行うものである。
 - ・工損調査 一式
 - ・4級水準測量 一式
- (4) 履行期間 契約締結の翌日から110日間

4. 競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

- (1) 以下の各号に該当しない者であること。
 - ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - ② 独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注した業務の請負契約において、本入札公告の日から過去2年以内に次の(A)から(G)までのいずれかに該当する事実があると認められる者
 - (A) 契約の履行に当たり、故意に業務を粗雑にした事実
 - (B) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実
 - (C) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実
 - (D) 監督又は検査の実施に当たり役員又は職員の職務の執行を妨げた事実
 - (E) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった事実
 - (F) 受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実
 - (G) (A)から(F)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した事実
 - ③ 当機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息が生じ、これを支払っていない者
 - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続きの開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始がなされ一般競争参加資格の再審査に係る当機構の認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - ⑤ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）又は

添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

⑥ 営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者

(2) 電子入札に参加するには、下記に掲げる条件を満たしている者でなければ参加することはできない。

① 機構における平成27・28年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち、測量・建設コンサルタント等の業種区分の「補償関係コンサルタント業務」の認定を受けており、登録部門「事業損失」、細別業務「地盤変動に伴う建物等損傷」に登録していること。ただし、本公告時に一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者についても、確認申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、入札書の受付締切日時において、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていること。

なお、参加資格の認定を受けていない者の参加方法については、「入札参加条件等について」を参照すること。

② 一般財団法人日本建設情報総合センターと一般財団法人港湾空港総合技術センターが共同開発をした電子入札コアシステム対応認証局に対応しているICカードを取得し、かつ、有効期限内であり、適正にシステムにログインできること。

③ 電子入札システムに利用者登録をしていること。

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る再認定を受けていること。

(4) 事業協同組合等として確認申請書等を提出した場合、その構成員は、単体として確認申請書等を提出することはできない。

(5) 下記①の条件を満たす同種業務の履行実績を有していること。なお、実績については②から④に示す条件等によるものとする。

① 平成17年1月1日から本業務における確認申請書等の提出期限までに元請けとして完成・引渡しが完了した機構、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した同種業務の履行実績を有していること。

(注) 以下、同種業務の履行実績、経験において同じ。

注1 「特殊法人等」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」第1条に定める特殊法人等のことを指す。

注2 「地方公共団体」とは、「地方自治法」第1条の3に定める地方公共団体のことを指す。

注3 「地方公社等」とは、「地方道路公社法」に基づく道路公社、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき都道府県が設置した土地開発公社、「地方住宅供給公社法」に基づき都道府県が設立した住宅供給公社のことを指す。

注4 「公益法人」とは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づき認定を受けた公益社団法人又は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に基づく特例民法法人のことを指す。

注5 「大規模な土木工事を行う公益民間企業」とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社のことを指す。

② 同種業務の履行実績は、可能な限り一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）の測量調査設計業務実績情報サービス（以下「TECRIS」という。）又は農業農村整備事業測量調査設計業務実績サービス（以下「AGRIS」という。）に登録されている業務から選定すること。

③ 同種業務の発注者から企業に対し通知された測量等業務成績評定表の評定点が60点未満の場合は同種業務の履行実績として認めない。

- ④ 測量等業務成績評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績を同種業務の履行実績とする場合は、発注者の証明を受けた業務完了証明書（様式2関係）又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等の写し）をもって60点とみなす。

・同種業務：地盤変動に伴う建物等損傷に関する業務

(6) 次の条件を満たす主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を契約締結の翌日から業務に配置できること。

① 資格

社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程」（平成3年3月28日理事会決定）第3条に掲げる事業損失部門に係る同規程第14条第1項で規定する登録を受けた補償業務管理士

② 業務経験

平成17年4月1日から本業務における確認申請書等の提出期限までに、元請けとして完成・引渡しが完了した機構、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した同種業務の経験を主任技術者、管理技術者又は担当技術者（照査技術者は除く。）の立場で経験を有していること。なお、以下の(A)から(C)の条件等によるものとする。

また、同種業務の経験は、可能な限りTECRIS又はAGRISに登録されている業務から選定すること。

(A) 同種業務の発注者から企業に対して通知された測量等業務成績評定表の評定点が60点未満の場合は同種業務の経験として認めない。

(B) 測量等業務成績評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績を同種業務の経験とする場合は、発注者の証明を受けた業務完了証明書（様式2関係）又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等の写し）をもって60点とみなす。

(C) 転職等により、同種業務の経験として、測量等業務成績評定の評定点を証明する書類の写しを添付することが困難な場合にあっては、発注者の証明を受けた業務完了証明書（様式2関係）又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等の写し）、業務実績カルテ（契約データ、技術データ）の写しをもって60点とみなす。

③ 配置予定技術者は、業務開始時点において自らと雇用関係にある者であること。

(7) 確認申請書等の提出期限から開札の時までの期間に、機構から『工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下『指名停止措置要領』という。）』に基づき、筑後川水系関連区域内において指名停止を受けていないこと。

(8) 機構が発注した業務のうち、測量等業務成績評定表の評定点の平成25年1月1日から平成26年12月31日までの2年間に元請けとして完成・引き渡された業務の実績がある場合においては、測量等業務成績評定表の評定点の年平均が2年連続で60点未満でないこと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に①から③に示すいずれかの関係にも該当しないこと。

なお、①から③に示すいずれかの関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは競争契約入札心得第6条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の関係をいう（子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）

(A) 親会社と子会社の関係

(B) 親会社を同じくする子会社同士の関係

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の関係をいう（子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。）

(A) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係

(B) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている関係

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる関係

(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、機構発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5. 契約担当窓口

〒838-0019 福岡県朝倉市上秋月1373番地1

独立行政法人水資源機構 朝倉総合事業所 経理課 江村（内線224）

電話 0946-25-1100 F A X 0946-25-1188

本件に係る問い合わせは、9時～17時（土曜日、日曜日及び祝日並びに12時～13時までを除く）まで。

6. 仕様書等の交付期間等

(1) 仕様書等の交付は、下記の【入札情報サービスURL】の【発注情報】から行うので、入札参加希望者は該当案件を検索のうえ、ダウンロードすること。

入札情報サービスURL：https://gprime-ebid.jp/juchusya-water/PPI/PPI_P/

(2) 仕様書等の交付期間：別表1①のとおり

(3) 仕様書等の交付を受けた者は、仕様書等の交付受領書を提出すること。

なお、様式については、「入札参加条件等について」に添付。

7. 確認申請書等の提出方法等

(1) 提出方法：電子入札システムを用いて提出すること。

(2) 提出期間：別表1②のとおり

(3) 受付確認：確認申請書等の受領後に受付票を電子入札システムで発行する。

(4) 保存するファイル形式はPDFファイルとする。

(5) ファイルの圧縮方法については、ZIP形式とし、自己解凍方式は使用しないものとする。

(6) 確認申請書等は入札公告において示す様式により作成すること。

(7) 確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(8) 提出された確認申請書等は、競争参加資格等の確認以外に提出者に無断で使用しない。

(9) 受け付けた確認申請書等は、返却しない。

(10) 提出期限以降における確認申請書等の差替え及び再提出は認めない。ただし、機構から求められる不足書面の補充及び軽微な記載の加筆修正は、この限りではない。

(11) 入札公告を確認申請書等の作成以外の目的で使用しない。

(12) 確認申請書等の作成又は提出に関する手続きについての問い合わせには応じるが、業務内容等の問い合わせには一切応じない。

(13) 確認申請書等に関する問い合わせ先

一般競争参加資格確認申請書の作成については、5. 契約担当窓口と同じ。

8. 入札書の提出方法等

(1) 提出方法：電子入札システムを用いて提出すること。

(2) 提出期間は：別表1③のとおり

9. 開札日

開札は、朝倉総合事業所 経理課にて、別表1④に示す日時に行う。

10. 支払条件

- (1) 前金払：請負代金額の30%以内
- (2) 部分払：なし

11. 確認申請書等の作成

- (1) 一般競争参加資格確認申請書は、別記様式1により作成すること。
- (2) 一般競争参加資格確認資料は、次に従い作成すること。

① 同種業務の履行実績

- (A) 記載様式は、別記様式2とする。
- (B) 4. (5)の条件を満たす同種業務を履行実績とする場合は、次の優先順位に基づき記載すること。
なお、記載する件数は、3件までとする。
 - (ア) 機構又は国が発注した業務
 - (イ) 特殊法人等が発注した業務
 - (ウ) 地方公共団体が発注した業務
 - (エ) 地方公社、公益法人、大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務
- (C) 同種業務の履行実績は、可能な限りTECRIS又はAGRISに登録されている業務から選定すること。
- (D) 同種業務の履行実績が、TECRIS又はAGRISに登録されている業務については、業務実績カルテ（契約データ、技術データ）の写し、業務内容が確認できる書類（特記仕様書等）の写しを添付すること。
- (E) 同種業務の履行実績が、TECRIS又はAGRISに登録されていない業務については、発注者の証明を受けた業務完了証明書（様式2関係）又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等の写し）、契約書の写し（業務名、履行期間、発注機関名、契約書の両当事者の記名捺印がされている部分）、業務内容が確認できる書類（特記仕様書等）の写しを添付すること。
- (F) 測量等業務成績評価が実施されている同種業務を履行実績とする場合は、測量等業務成績評価通知書の写しを添付すること。
- (G) 測量等業務成績評価が実施されていない同種業務の履行実績については、発注者の証明を受けた業務完了証明書（様式2関係）又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等の写し）を添付すること。

② 配置予定技術者の資格、業務経験

- (A) 記載様式は、別記様式3とする。
- (B) 同種業務を経験とする際の従事役職は、次の優先順位に基づき記載すること。
なお、記載する件数は、3件までとする。
 - (ア) 主任技術者又は管理技術者として経験した業務
 - (イ) 上記以外の立場で経験した業務
- (C) 同種業務の経験は、可能な限りTECRIS又はAGRISに登録されている業務から選定すること。
- (D) 同種業務の経験が、TECRIS又はAGRISに登録されている業務については業務実績カルテ（契約データ、技術データ）の写し、業務内容が確認できる書類（特記仕様書等）の写しを添付すること。
配置予定技術者の資格を証するものとして、資格証（登録証、合格証等）の写しを併せて添付すること。
- (E) 同種業務の経験が、TECRIS又はAGRISに登録されていない業務については、発注者の証明を受けた業務完了証明書（様式2関係）又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等の写し）、契約書の写し（業務名、履行期間、発注機関名、契約書の両当事者の記名捺印がされている部分）、業務内容が

確認できる書類（特記仕様書等）の写しを添付すること。

配置予定技術者の資格を証するものとして、資格証（登録証、合格証等）の写しを併せて添付すること。

なお、主任技術者、管理技術者等の業務の従事役職が分かる書類を添付すること。

- (F) 測量等業務成績評定が実施されている同種業務を経験とする場合は、測量等業務成績評定通知書の写しを添付すること。
- (G) 測量等業務成績評定が実施されていない同種業務の経験については、発注者の証明を受けた業務完了証明書（様式2関係）又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等の写し）を添付すること。
- (H) 転職等により、同種業務の経験として、測量等業務成績評定点を証明する書類の写しを添付することが困難な場合にあつては、発注者の証明を受けた業務完了証明書（様式2関係）又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等の写し）、業務実績カルテ（契約データ、技術データ）の写しを添付すること。
- (I) 配置予定技術者の雇用を証明する書類として、標準報酬決定通知書の写し、健康保険証の写し又はその他雇用関係を証明できるいずれか書類の写しを添付すること。
なお、業務開始時までに雇用する場合は、採用内定通知等の写しを添付すること。
- (J) 配置予定技術者として、複数人（最大3名を限度）の候補技術者を記載することもできる。

12. 確認申請書等のヒアリング

確認申請書等のヒアリングは実施しない。

13. 競争参加資格等の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、「4. 競争参加資格」に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、確認申請書等を提出し、分任契約職から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (2) 4.(2)①の認定を受けていない者についても、確認申請書等を提出することができる。この場合において、4.(1)及び(2)②、③並びに(3)から(10)までに掲げる事項を満たしているときは、入札書の受付締切日時において4.(2)①に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。
なお、提出期限までに確認申請書等を提出しない者及びに契約職等が競争参加資格がないと認めた者は、本競争に参加することができない。
- (3) 競争参加資格の確認は、確認申請書等の提出期限をもって行うものとし、参加資格の有無の結果については、電子入札システムにより別表1⑤に示す期日までに通知する。
なお、通知において、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。当日までに、通知が届かない場合は、5. 契約担当窓口まで問い合わせをすること。

14. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任契約職に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
 - ① 提出期限：別表1⑥のとおり
 - ② 提出先：5. 契約担当窓口と同じ。
 - ③ 提出方法： 郵送（信書として送達し、かつ、配達記録が残る方法）により提出することとし、電送によるものは受け付けない。
- (2) 分任契約職は、説明を求められたときは、別表1⑦に示す期日までに説明を求めた者に対し書面によりFAXで回答する。当日までに回答が届かない場合は、5. 契約担当窓口まで問い合わせをすること。

15. 設計図書等に対する質問

(1) 設計図書等(注)に対する質問については、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。

① 提出期間：別表1⑧のとおり

② 提出先：5. 契約担当窓口と同じ。

③ 提出方法： 郵送(信書として送達し、かつ、配達記録が残る方法)により提出することとし、電送によるものは受け付けない。

(2) 上記の質問に対する回答書は、大容量ファイルの送受信サービス「Prime Drive」により回答する。

なお、「質問に対する回答アドレス通知書」をFAXにより通知する。

① 通知日：別表1⑨のとおり

② 期間：別表1⑩のとおり

注) 設計図書等とは、「別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書」をいう。

16. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金：免除

(2) 契約保証金

受注者は、契約保証金を機構に納付することとする。ただし、水資源債券の提供、銀行等又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

17. 開札

(1) 開札は、電子入札システムにより行う。

(2) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で待機すること。

(3) 電子入札においては、立会による開札は行わない。

(4) 開札処理に時間を要する場合には、発注者から開札状況を電話等により連絡する。

(5) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

18. 入札の無効等

(1) 競争参加資格のある者のした入札であっても、確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札及び競争契約入札心得及び現場説明書において示した入札に関する条件に違反した入札並びに入札書の受付締切日時において、「4. 競争参加資格」に掲げる資格のない者のした入札は、無効とするとともに、無効の入札を行った者を落札者とした場合には落札決定を取り消すこととする。

(2) 入札書の提出前に死亡、退職、病休等の特別な理由により、やむを得ず配置予定の技術者を配置することが出来なくなったときは、直ちに、以下による手続きを行うこと。

① 確認申請書等の提出後から競争参加資格の有無の通知を受けるまでの期間

：書面により申し出を行い、確認申請書等の取り下げを行うこと。(書面の様式は

任意)

②競争参加資格の有無の通知後から入札書の提出までの期間
：入札の辞退を行うこと。

③入札書の提出後から開札までの期間及び落札者の決定の保留がなされている期間
：書面により申し出を行うこと。申し出により、提出された入札書は無効とする。
(書面の様式は任意)

(3) 確認申請書等に虚偽の記載をし入札した場合又は配置予定の技術者を配置することが出来ないにもかかわらず、入札した場合(入札書の提出後に(2)③の申し出をした場合は除く。)においては、「指名停止措置要領」に基づき指名停止を行うことがある。

19. 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする可能性がある。

(2) 開札の結果、落札となるべき入札をした者が2人以上いる場合は、電子入札システムの機能を利用して落札者を決定する方式(電子くじ)により決定する。

20. 契約書の作成

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

21. 配置予定技術者の確認

(1) 落札者決定後(契約締結後)、4.(6)に掲げる基準を満たしていないことが判明した場合又は配置予定技術者に関する事項として確認申請書等に記載されたものが、事実と異なることが確認され、重大な要件の違反になると認められた場合には、契約を結ばない(契約解除する)ことがある。

(2) 落札者決定後(契約締結後)、死亡、退職、病休等の特別な理由により、やむを得ず配置予定の技術者を変更する場合は、4.(6)に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

22. 再苦情申立て

分任契約職からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、14.

(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日(行政機関の休日を除く。)以内に、書面により、分任契約職に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立については、入札等監視委員会が審議を行う。

提出先及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先は、5. 契約担当窓口と同じ。

23. 関連情報を入手するための照会窓口

関連情報を入手するための照会窓口は、5. 契約担当窓口と同じ。

24. 入札の延期等

(1) 不正な行為等があると認められるときは、入札の延期若しくは中止又は落札の決定若しくは契約の締結の取消しをすることがある。

(2) 機構の事由により、入札の延期又は中止をすることがある。

25. 独立行政法人が行う契約の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされていることから、該当する法人は、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表する。公表の対象となる契約の詳細は、<http://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/index.html>による。

26. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、競争契約入札心得を遵守すること。
- (3) 落札者は、確認申請書等に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (4) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。
- (5) 電子入札システムの運用時間は、平日 8:30～20:00である。
- (6) 入札情報サービスの運用時間は、平日 6:00～23:00である。
- (7) 操作方法についてのお問い合わせ先は下記のとおりである。

電子入札ヘルプデスク

電 話：03-3456-7475

メ ール：water-help@gprime-ebid.jp

受付時間：9:00～12:00、13:00～17:30

※土日・祝日（振替休日含む）、年末年始除く。

別表1 本入札手続に係る期間等

①	入情	仕様書等の交付期間	平成28年3月4日(金)から 平成28年3月22日(火)16時まで
②	電子	確認申請書等の提出期間	平成28年3月7日(月)9時から 平成28年3月22日(火)16時まで
③	電子	入札書の提出期間	平成28年3月31日(木)9時から 平成28年4月6日(水)16時まで
④	—	開札日	平成28年4月7日(木)9時30分
⑤	電子	競争参加資格の結果の通知日	平成28年3月30日(水)17時まで
⑥	郵送	競争参加資格が無いと認め た者に対する理由の説明要 求期限日	平成28年4月6日(水)16時まで
⑦	F A X	上記⑥に対する回答期限日	平成28年4月13日(水)まで
⑧	郵送	設計図書等に対する質問提 出期間	平成28年3月7日(月)9時から 平成28年3月25日(金)16時まで
⑨	F A X	上記⑧に対する通知日	平成28年3月30日(水)
⑩	Prime Drive	上記⑧に対する回答期間	平成28年3月30日(水)から 平成28年4月6日(水)16時まで

※1. 「入情」とは、入札情報サービスという。

※2. 「電子」とは、電子入札サービスという。

確認申請書及び確認資料作成要領

1. 確認申請書及び確認資料の作成様式は、次のとおりとする。
 - ①一般競争参加資格確認申請書（表紙）・・・・・・・・・・様式1
 - ②同種業務の履行実績・・・・・・・・・・様式2
 - ③配置予定技術者の資格、業務経験について・・・・・・・・・・様式3
2. 確認申請書及び確認資料の用紙サイズはA4版、文字は10.5ポイント以上とする。
3. 確認申請書及び確認資料の内容は、簡素に記載するものとする。
4. 確認申請書等は、表紙を1頁とした通し番号（全頁数を表示）を付し、必要な書類を提出すること。
（頁の例：1／〇〇～〇〇／〇〇）
5. 確認申請書等は、電子入札システムを用いて次のとおり申請するものとする。
 - ① 1. ①の「一般競争参加資格確認申請書」、②「同種業務の履行実績」及び③「配置予定技術者の資格、業務経験について」を電子入札システムの「競争参加資格確認申請書」の画面に添付すること。（3MBまで添付可能）
 - ② ①において電子入札システムの「競争参加資格確認申請書」の許容容量（3MB）を超えた場合は、電子入札システムにおいて1. ①の一般競争参加資格確認申請書（表紙）のみを画面に添付すること。
 - ③ 電子入札システムの許容容量（3MB）を超える場合は、事前に契約担当窓口ご連絡し、1. ②同種業務の履行実績及び③配置予定技術者の資格、業務経験についてをCD-R又はDVD-Rに保存し郵送（締切日時必着）で提出すること。
なお、上記の方法により確認申請書等を提出した場合においても、確認申請書等の提出期限までに1. ①の一般競争参加資格確認申請書（表紙）のみを電子入札システムの「競争参加資格確認申請書」の画面に添付すること。
6. 確認申請書及び確認資料の編纂方法は、次のとおりとする。

様式 1

一 般 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

平成〇年〇月〇日

独立行政法人水資源機構分任契約職
朝倉総合事業所長 日野浩二 あて

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県××市△△番
商号又は名称 〇△□株式会社
代表者氏名 代表取締役社長
〇〇 〇〇

平成28年3月4日付けで入札公告のありました小石原川ダム導水工事建物
事前調査業務に係る一般競争に参加する資格について確認されたく、下記の書
類を添えて申請します。

なお、添付書類の内容については事実と相違ないこと及び同公告4.(9)資
本的及び人的関係に該当しないことを誓約します。

記

- 1 同種業務の履行実績 (様式2)
- 2 配置予定技術者の資格、業務経験について (様式3)
- 3 1に係る実績等を証明する書類
- 4 2に係る実績等を証明する書類
- 5 問い合わせ先
担当者氏名 〇〇△△
担当部署 〇〇本(支)店□□部△△課
電話番号 **-*-*-***** (内線***)
FAX番号 **-*-*-*****

[1 / 〇]

同種業務の履行実績 (様式2)

配置予定技術者の資格、業務経験について (様式3)

1に係る実績等を証明する書類

2に係る実績等を証明する書類

様式1

一般競争参加資格確認申請書

平成〇年〇月〇日

独立行政法人水資源機構分任契約職

朝倉総合事業所長 日野 浩二 あて

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇番
商号又は名称 〇〇〇株式会社
代表者氏名 代表取締役社長
〇〇 〇〇

平成28年3月4日付けで入札公告のありました小石原川ダム導水工事建物事前調査業務に係る一般競争に参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、添付書類の内容については事実と相違ないこと及び同公告4.(9)資本的及び人的関係)に該当しないことを誓約します。

記

- 1 同種業務の履行実績(様式2)
- 2 配置予定技術者の資格、業務経験について(様式3)
- 3 1に係る実績等を証明する書類
- 4 2に係る実績等を証明する書類
- 5 問い合わせ先
担当者氏名 〇〇△△
担当部署 〇〇本店(支) □□部△△課
電話番号 **-*-*-***** (内線***)
FAX番号 **-*-*-*****

[1/〇]

同種業務の履行実績

企業の平成17年度以降に完了した同種業務の実績

①業務分類	※「同種業務」を記載する。
②業務名	
③TECRIS又はAGRIS登録番号	
④契約履行期間	
⑤発注機関	
⑥業務概要	

① 同種業務の履行実績は、(ア)機構又は国、(イ)特殊法人等、(ウ)地方公共団体、(エ)地方公社等、公益法人、大規模な土木工事を行う民間企業が発注した業務の順に選定し記載すること。

なお、同種業務の履行実績の記載は3件までとする。

② 同種業務の履行実績は、可能な限りTECRIS又はAGRISに登録されている業務から選定すること。

③ 同種業務の履行実績が、TECRIS又はAGRISに登録されている業務については、業務実績カルテ（契約データ、技術データ）の写し、業務内容が確認できる書類（特記仕様書等）の写しを添付すること。

④ 同種業務の履行実績が、TECRIS又はAGRISに登録されていない業務については、発注者の証明を受けた業務完了証明書（様式2関係）又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等の写し）、契約書の写し（業務名、履行期間、発注機関名、契約書の両当事者の記名捺印がされている部分）、業務内容が確認できる書類（特記仕様書等）の写しを添付すること。

- ⑤ 測量等業務成績評定が実施されている業務を同種業務の履行実績とする場合は、測量等業務成績評定通知書の写しを添付すること。
- ⑥ 測量等業務成績評定が実施されていない業務や評定点が企業に通知されていない業務を同種業務の履行実績とする場合は、発注者の証明を受けた業務完了証明書（様式2関係）又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等の写し）を添付すること。

※ 記載の欄の明示は記入例である。

[○/○]

業務完了証明書

平成〇年〇月〇日

〇〇〇株式会社
〇〇 〇〇 殿

〇〇県〇〇土木事務所
〇〇 〇〇 〇〇 印

下記業務を施行し、完了したことを証明します。

業 務 名	〇〇〇〇〇業務
履 行 場 所	〇〇県〇〇市〇〇町地内
請負代金額	¥〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇-
履 行 期 間	自 平成〇年〇月〇日 至 平成〇年〇月〇日
業務の内容	
従事技術者	主任技術者 〇〇 〇〇
従 事 期 間	平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日

[〇/〇]

配置予定技術者の資格、業務経験について

①氏名		②生年月日	
③資格			
・技術士	登録番号	取得年月日	
・	合格番号	合格年月日(登録していない場合)	

配置予定技術者の業務経験①～③

④業務分類	※「同種業務」を記載する。
⑤業務名称	(TECRIS又はAGRIS登録番号)
⑥発注機関名	
⑦業務期間	自 ～ 至
⑧従事役職	※主任技術者、管理技術者等、当該業務での職務を記載する。
⑨業務概要	

- ① 同種業務の経験の際の従事役職は、(ア)主任技術者(又は管理技術者)、(イ)それ以外の立場で経験した業務経験の順に選定し記載すること。
なお、同種業務の業務経験の記載は3件までとする。
- ② 受注者としての同種業務の業務経験は、(ア)機構又は国、(イ)特殊法人等、(ウ)地方公共団体、(エ)地方公社等、公益法人、大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務の順に選定し記載すること。
- ③ 同種業務の業務経験は、可能な限りTECRIS又はAGRISに登録されている業務から選定すること。
- ④ 同種業務の業務経験が、TECRIS又はAGRISに登録されている業務を同種業務の業務経験とする場合は、資格証(登録証、合格証等)の写し又は登録確認書の写し、業務実績カルテ(契約データ、技術データ)の写し、業務内容が確認できる書類(特記仕様書等)の写しを添付すること。
- ⑤ TECRIS又はAGRISに登録されていない業務を同種業務の業務経験とする場合は、資格証(登録証、合格証等)の写し又は登録確認書の写し、発注者の証明を受けた業務完了証明書(様式2関係)又は、検査に合格したことを証明する書類(完成認定書等の写し)、契約書の写し(業務名、履行期間、発注機関名、契約者の両当事者の記名捺印がされている部分)、業務内容が確認できる書類(特記仕様書等)の写しを添付すること。
なお、主任技術者、管理技術者等の業務の従事役職が分かる書類を添付すること。
- ⑥ 測量等業務成績評定が実施されている業務を同種業務を業務経験とする場合は、測量等業務成績通知書等の業務成績点写しを添付すること。
- ⑦ 測量等業務成績評定が実施されていない業務や測量等業務成績通知書等の業務成績点が企業に通知されていない業務を同種業務の業務経験とする場合は、発注者の証明を受けた業務完了証明書(様式2関係)又は検査に合格したことを証明する書類(完成認定書等の

写し)を添付すること。

- ⑧ 転職等により、同種業務の業務経験として、⑥・⑦の書類の写しを添付することが困難な場合にあつては、発注者の証明を受けた業務完了証明書(様式2関係)又は検査に合格したことを証明する書類(完成認定書等の写し)、業務実績カルテ(契約データ、技術データ)の写しを添付すること。
- ⑨ 雇用関係を確認できる書類として、標準報酬決定通知書の写し、健康保険証の写し又はその他雇用関係を証明できる書類の写しを添付すること。
なお、業務開始時までには雇用する場合は、採用内定通知等の写しを添付すること。

[○/○]